

1. 特定健康診査の実施に係る目標

第2期の最終年度である平成29年度における特定健康診査の実施率を85%（国の基本指針が示す目標）とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

(1) 実施期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

(2) 目標実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標値
被保険者	80%	80%	85%	85%	90%	—
被扶養者	35%	45%	55%	65%	75%	—
合計	65%	70%	75%	80%	85%	85%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を30%（国の基本指針が示す目標）とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

(1) 実施期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

(2) 目標実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標値
特定保健指導対象者数（推計）	4,000名	4,000名	4,000名	4,000名	4,000名	—
実施率	11.3%	16.3%	20.0%	25.0%	30.0%	30%
実施者数	450名	650名	800名	1,000名	1,200名	—